

社会福祉施設最低基準等状況調査書 (施設調書)等の作成上の注意事項

- 1 「社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)」の提出につきましては、理事長名による市長・町長宛ての文書(鑑文)を作成して、添付してください。(押印は不要です。)
- 2 施設調書等は、下記の提出物の内容・書類名により、それぞれの形体及び提出方法により、A4版各1部を提出してください。

(1) 本市・町が所管する法人

No.	内容・書類名	提出方法	提出・記載内容に関する注意事項
1	社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)	電子メール 又は郵送	
2	現況報告書		電子開示システムにより届出するため提出は不要です。
3	計算書類		電子開示システムにより届出するため提出は不要です。
4	附属明細書 (令和4年度分)		現況報告書等により届出するため提出は不要です。
5	財産目録		電子開示システムにより届出するため提出は不要です。
6	事業報告書	電子メール 又は郵送	令和4年度分
7	各施設の平面図及び 施設付近の地図	電子メール 又は郵送	略図またはパンフレットで可(昨年度より変更がない場合は提出不要)

※電子開示システム・・・「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のこと

(2) 本市・町が所管する法人以外

No.	内容・書類名		提出方法	提出・記載内容に関する注意事項	
1	社会福祉施設最低基準等状況調査書(施設調書)		電子メール 又は郵送		
2	現況報告書		電子メール 又は郵送	「財務諸表等入力シート」の①現況報告書のシート部分を印刷してください。(入力シートの②折り畳み機能により空欄は省略のこと)	
3	計算書類		電子メール 又は郵送	令和4年度分	
4	-1 -2 -3 -4 -5 -6 -7	附属明細書 (令和4年度分) 法人全体で作成	借入金明細書	電子メール 又は郵送	※該当事由がない場合は作成を省略することができる。
			寄附金収益明細書		
			補助金事業等収益明細書		
			事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		
			事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書		
			基本金明細書		
			国庫補助金等特別積立金明細書		

4	-8	附属明細書 (令和4年度分)	拠点区分ごとに作成	基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書	電子メール 又は郵送	※該当事由がない場合は作成を省略することができる。
	-9			引当金明細書		
	-10			拠点区分資金収支明細書		
	-11			拠点区分事業活動明細書		
	-12			積立金・積立資産明細書		
	-13			サービス区分間繰入金明細書		
	-14			サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		
5	財産目録			電子メール 又は郵送	令和5年3月31日時点のもの	
6	事業報告書			電子メール 又は郵送	令和4年度分	
7	各施設の平面図及び施設付近の地図			電子メール 又は郵送	略図またはパンフレットで可（昨年度より変更がない場合は提出不要）	

○ 鑑文及び社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）については、下記の広域福祉課のホームページからダウンロードしてください。

広域福祉課HP <https://www.city.minoh.lg.jp/kouikifukusi/houzinntyousyo.html>

「No.2 現況報告書」(財務諸表等入力シートの印刷方法)

- ① 現況報告書のシートを選択
- ② 折り畳みボタンで空欄部分を折り畳む。

以上の作業の後、現況報告書のシート全体を印刷してください。

現況報告書様式 (平成29年4月1日現在) 別紙 1

トップページに戻る 次のセクション 前のセクション ヘルプ チェック 平成28年度現況報告書転記 郵便番号で住所入力 入力候補 **折り畳み**

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
13 東京都	101 千代田区	00001	1699000004111	04 社会福祉事業団	01 運営中
(7)法人の名称	テスト厚生労働省直轄 法人 A 現況報告書				
(8)主たる事務所の住所	東京都	千代田区	○○○市区町村以下を入力する○○○		
(9)主たる事務所の電話番号	012-456-7890	(10)主たる事務所のFAX番号	123-234-4455	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.ditgroup.jp/		(14)法人のメールアドレス	eb-ibmwam@ditgroup.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成12年4月1日	(16)法人の設立登記年月日	平成12年4月1日		

トップページに戻る **現況報告書** ビス類型

データの奥数: 0 合計: 0 80%

【 参 考 】

○ 老人福祉法

(報告の徴収等)

- 第18条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。